



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。



SOMPOアセットマネジメント

安心・安全・健康のテーマパーク

ファンドは、ESGを投資対象選定の主要な要素とする「ESG投信」です。

※SOMPOアセットマネジメントでは、ESGポジティブ・スクリーニングの手法を使っている運用商品を「ESG投信」としています。ESGポジティブ・スクリーニングとは、調査対象とする企業をESGの観点から評価し、評価の高い企業を投資候補銘柄として選定する手法です。

当資料は、SOMPOアセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の結果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



ECOTレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



★世界湿地の日

「世界湿地の日」は、湿地の保全に関する「ラムサール条約」が1971年2月2日に採択されたことを記念する日です。湿地への関心を高め、その重要性に関する認識を世界で高めることが急務として、2021年8月、国連総会は、2月2日を「世界湿地の日」と定める決議を採択しました。湿地は、生物多様性の保全、気候変動の緩和と適応、淡水や食料の提供等、人や野生生物にとって欠かせない重要な生態系ですが、世界では1970年～2015年の45年の間に湿地の約35%が消失し、その消失スピードは世界の森林消失の3倍もの速さに及ぶとされています。「世界湿地の日」を通じて、湿地の保全や回復を図る取り組みが強化されることが期待されています。

出典：環境省、ラムサール条約と条約湿地

https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/World_Wetlands_Day.html（アクセス日：2024年2月17日）

★「気候変動・脱炭素都市ウィーク」開催

環境省は、2024年2月26日から3月1日を「気候変動・脱炭素都市ウィーク」として3つのイベント、①脱炭素社会実現のための都市間連携セミナー、②国際シンポジウム、③JCM（二国間クレジット制度）グローバルパートナーシップ会合、を集中的に開催し、国内外の参加者と、都市の脱炭素化について最新の取組状況を共有するとともに、今後の政策や取り組みの促進に向けた議論を行うとしています。パリ協定で定める1.5度目標の達成に向けては、世界の温室効果ガス排出量の7割、エネルギー需要の6割以上を占める「都市」の脱炭素化が不可欠であり、本イベントを通じた議論の進展等が期待されます。

出典：環境省、「気候変動・脱炭素都市ウィーク」開催のお知らせ

https://www.env.go.jp/press/press_02723.html（アクセス日：2024年2月17日）



COP28で実施された「グローバル・ストックテイク」について

2023年11月30日から12月13日まで、「COP28」がUAEのドバイで開催されました。この会議で注目を集めたのは、パリ協定で掲げられた目標に対して世界全体の進捗状況を評価する「グローバル・ストックテイク（GST）」が初めて実施されたことです。

「グローバル・ストックテイク」の概要

2015年のCOP21で採択された「パリ協定」では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」という目標が掲げられました。GSTは、この目標達成に向けた世界全体の進捗を評価する仕組みで、5年ごとに実施されます。今回がパリ協定発効以降の初の実施となり、パリ協定の目標達成状況について世界全体の進捗を評価するとともに、各国の行うべき行動に示唆を与える構成となっています。

グローバル・ストックテイクの構成

①パリ協定の目標達成状況の評価

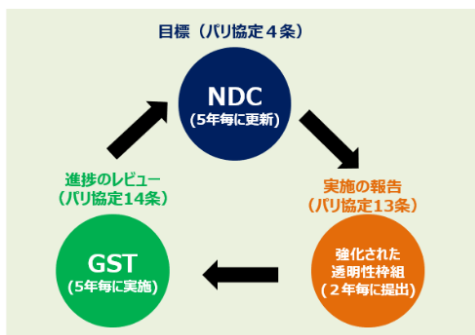
・ IPCC第6次評価報告書（AR6）等を元に、世界全体の進捗を確認。

②評価に基づいて、各国の行うべき行動に示唆を与える

「グローバル・ストックテイク」の決定文書について

GSTの成果として採択された決定文書では、パリ協定の目標達成にあたり「世界の気温上昇を1.5度に抑える」という目標まで隔たりがある（オントラックではない）ことや「1.5度目標」に向けて行動と支援が必要であること、が強調されました。文書では、GHG（温室効果ガス）排出削減の対策強化に向けて、1.5度目標を達成するために、2025年までにGHG排出をピークアウトさせ、2030年までに43%、2035年までに60%を排出削減する必要があり、また、各国の異なる状況、目標達成に向けた道筋やアプローチを認識したうえで、世界全体での取り組みを推し進めることを呼びかける、とする内容が盛り込まれています。

- ▶ 2030年までに再生エネルギーでの発電容量を世界全体で3倍、省エネ改善率を世界平均で2倍にする。
- ▶ 排出削減が講じられていない石炭火力のフェーズダウンに向けた取り組みを加速する。
- ▶ 2050年までのネットゼロ達成のため、エネルギーシステムを化石燃料からの移行させる。
- ▶ 再生エネルギーや原子力、CCUSなどのCO2除去技術、低炭素水素などを含むゼロおよび低排出技術の進展を加速させる。
- ▶ ゼロおよび低排出自動車の導入やインフラ構築を含め、多様な道筋の下で道路交通の排出削減を加速させる。



各国は今後、5年ごとにおこなわれるGSTの結果を踏まえ、自国の温室効果ガスの排出削減目標（NDC）を更新、施策を実施し、2年ごとに報告をする必要があります。これはパリ協定第13条で「強化された透明性の枠組」として義務付けられており、この報告は、次回のGSTの情報源ともなります。GSTに基づいて、各国がNDCを策定し、実施の報告をおこない、それが次のGSTに生かされる、というサイクルを繰り返すことで、着実にパリ協定の目標達成に向かうことを目指します。

出典：経済産業省 資源エネルギー庁「気候変動対策、どこまで進んで？初の評価を実施した「COP28」の結果は」、
https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteiky/cop28_01.html（アクセス日：2024年2月20日）



カーボンニュートラル地域モデル処理場計画

国土交通省が2022年3月にとりまとめた「脱炭素社会への貢献のあり方検討小委員会報告書」では、脱炭素・循環型への転換を先導する「グリーンイノベーション下水道」を、下水道事業の目指すべき姿と定めています。2050年カーボンニュートラルの達成には「開発した新技術の実装をいかに加速化するのか」が重要であり、カーボンニュートラルに効果的な技術を集約し、全国に普及展開することを目的として、「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」を創設し、下水道全体の脱炭素化を推進するとしています。

「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」とは

「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」とは、カーボンニュートラルの実現に向けて、下水処理場等における省エネルギーや創エネルギーの導入を支援する計画です。

2022年10月に創設された本計画では、①省エネルギー、創エネルギー、再生可能エネルギーに関する技術を概ね5年から10年の間に導入する、②その取り組みが処理場全体に適用された場合に、下水や汚泥の処理において消費するエネルギー量を、下水汚泥の有効利用等による創エネルギーや太陽光発電等の再生可能エネルギーにより生み出されたエネルギー量が上回る、ことを計画の要件としています。2024年2月時点で、全国で6つの施設が本計画に登録され、省エネ技術として、設備の小型化や下水からの有機物の積極的回収、水処理における必要酸素量の低減、創エネ・再生可能エネ技術として、地域から発生する生ごみ等のバイオマスの受入等に取り組んでいます。

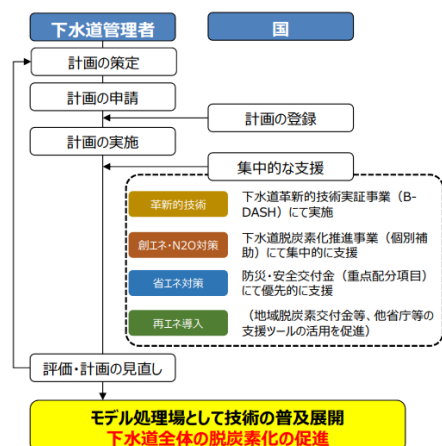


「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」のイメージ

革新的技術の導入と普及

国土交通省では、下水道事業における新技術の研究開発・実用化を加速すべく、下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）を2011年より実施しています。

「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」には、このB-DASHプロジェクトに採択された新技術も活用でき、登録された計画は、最終的にモデル処理場として全国に普及展開されることから、下水道事業全体における脱炭素化の促進が期待されます。



出典：「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」の概要、

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001518053.pdf>（アクセス日：2024年2月22日）

「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」実施要綱、

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001518054.pdf>（アクセス日：2024年2月22日）

「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」の策定にあたってのQ&A、

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001518658.pdf>（アクセス日：2024年2月22日）

下水道革新的技術実証事業

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage.tk_000450.html（アクセス日：2024年2月22日）



気になるECOWORD

(出所：各種資料をもとに SOMPOリスクマネジメント作成)

TNFDアダプター

TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）は、企業等が自然資本および生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価して開示するための枠組みを構築する国際的な組織であり、2023年9月に開示の枠組みについての最終提言を発行しました。また、TNFD提言に沿った開示を行う意向を表明する「TNFDアダプター」の登録を募り、早期に登録した企業等を「TNFDアーリーアダプター」として2024年1月の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で公表しました。「TNFDアーリーアダプター」として公表された世界46カ国の320の企業等の機関種別数は、企業178、金融機関106、その他36となっています。地域別では、欧州137、アジア太平洋134、北米21、中南米18、中東・アフリカ10となっており、日本企業は80社と全体の4分の1を占めています。これらの企業等はTNFD提言に沿った情報開示を2025会計年度までに行う必要があり、日本企業の自然資本や生物多様性に関する情報開示の進展が期待されます。

森林環境税・森林環境譲与税

林業の担い手不足や、所有者や境界の不明な土地の増加により、森林の経営管理や整備が課題となっている中、市町村による適切な森林整備等の新たな財源として2019年3月に「森林環境税」および「森林環境譲与税」が創設されました。森林整備が緊急の課題であることを踏まえ、「森林環境譲与税」は2019年度から前倒して都道府県・市町村に譲与されており、これを活用して、森林の整備、森林整備を担う人材の育成、木材の利用・普及啓発、都市部と山村部の市町村連携等の取り組みが行われています。2024年度からは「森林環境譲与税」の財源となる「森林環境税」が国内に住所のある個人に対して課税され、市町村において個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が国を通じて「森林環境譲与税」として全国全ての都道府県・市町村に配分され、森林を持続的に活かしていく取り組みがさらに進められる見通しです。

カーボンニュートラルポート(CNP)

日本の港湾は、CO2排出量の約6割を占める発電所・鉄鋼・化学工業等の多くが立地する産業拠点であり、排出量削減余地の大きい地域です。また、輸出入貨物の99.6%が経由する物流拠点であり、今後、水素やアンモニア等の脱炭素エネルギーの輸入拠点になると想定されます。こうした背景から、国土交通省は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、水素・燃料アンモニア等の大量・安定・安価な輸入・貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を図る「カーボンニュートラルポート(CNP)」の形成を推進しています。港湾管理者による港湾脱炭素化推進計画の作成を支援するマニュアルを公表し、また、港湾のターミナルにおける脱炭素化の取組状況を評価する「CNP認証(コンテナターミナル)」制度を創設してコンテナ取扱量上位6港湾のターミナルで試行を開始しています。

ぶなの森ニュース 2024年3月号

SOMPOアセットマネジメント株式会社

問合せ先 TEL 0120-69-5432 (リテール営業部)

ホームページアドレス: <https://www.sompo-am.co.jp/>



<当ファンドの主なリスクと留意点>

<<基準価額の変動要因>>

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■ 価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■ 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

<<その他の留意点>>

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆ ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。
- ◆ ファンドは委託会社によるESG評価により投資候補銘柄群を絞り込んでいるため、ポートフォリオの特性が偏ることがあります。このため、ファンドの基準価額と株式市場全体の変動が大きく異なる場合があります。

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：ぶなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

《投資者が直接的に負担する費用》

■ 購入時手数料

購入価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ 信託財産留保額

換金請求受付日の基準価額に0.3%を乗じた額です。

《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

■ 運用管理費用（信託報酬）

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.65%（税抜1.50%）を乗じた額です。
運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

■ その他の費用・手数料

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

- ・ 監査費用
- ・ 売買委託手数料
- ・ 外国における資産の保管等に要する費用
- ・ 信託財産に関する租税 等

※ 上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

◆ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください



SOMPOアセットマネジメント

安心・安全・健康のテーマパーク

SOMPOアセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号
 加入協会/一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料はSOMPOアセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。